**古市古墳群部会　部会資料**

**１．諮問内容**

　　大阪府屋外広告物条例の適用される藤井寺市、羽曳野市にまたがる古市古墳群緩衝地帯（別紙１）における屋外広告物の規制内容

**２．現況調査**

各市で実施した現況調査の結果を示す。不適格の基準は、「緩衝地帯における

規制方針（案）」（別紙２）である。

（１）プロット図（別紙３）

（２）藤井寺市調査結果概要 （別紙４－１）

（３）羽曳野市調査結果概要 （別紙４－２)

**３．藤井寺市、羽曳野市、大阪府の景観計画等における位置づけ**

　古墳を活かしたまちづくりは景観計画にどのように位置づけられているか

（１）藤井寺市景観計画（別紙５）

（２）羽曳野市景観計画（案）（別紙６）

（３）大阪府景観形成基本方針（別紙７）

**４．規制内容の検討**

「緩衝地帯における規制方針」（案）は景観および屋外広告物規制の観点から妥

当か

（１）規制としての妥当性（別紙８）（別紙２）

　　　「緩衝地帯における規制方針」（案）

（２）その他の検討項目

　　①　適用除外広告物の扱い

　　　　自家用広告物は７㎡まで許可なく掲出できるが、規制としての実効性を確保するため規制方針（案）に抵触するものは適用除外として扱わない。

②　経過措置（別紙９）

　　　　経過措置期間中に是正計画を提出するよう指導

（３）その他